

## 《マラケシュ条約の概要》

条項		主な内容
第1条	他の協定及び条約との関係	他の条約に基づく義務、権利を損なうことはない。
第2条	定義	<p>「著作物」: ベルヌ条約の第2条(1)に言うテキスト、注釈及び/又は関連の図解の形式になっている文学的及び美術的著作物</p> <p>「利用しやすい形式の複製物」: 受益者に著作物へのアクセスを与える(視覚障害又はその他の読字障害をもたない人と同様に便利に、かつ快適にアクセスすることが可能になるようにすることを含む。)ような代替的な態様又は形式になっている著作物の複製</p> <p>「Authorized Entity」: 教育、教育訓練、アダプティブ・リーディング又は情報アクセス手段を、受益者に非営利で提供することを政府によって許諾されている、又は認定されている機関</p>
第3条	受益者	本条約の受益者として、視覚障害者等に加え、肢体不自由者(身体障害により、書物を支えること、または扱うことができない人)を権利制限の対象とする。
第4条	利用しやすい形式の複製物に関する国内法の制限及び例外	<p>《パラ1》 受益者への利用しやすい形式の複製物での著作物の提供を促進するため、複製権、譲渡権及び利用可能化権の制限を設ける。</p> <p>《パラ2, 3》 パラ1の義務を達成するために履行すべきことを規定(パラ2かパラ3のいずれでも可)。パラ3については、本条約第10条(一般原則)及びスリーステップテストの遵守を含む既存締結条約の権利・義務を定めた第11条の規定に従い、国内著作権法にて権利制限を設けることを規定。</p> <p>《パラ4》 制限又は例外を、特別な利用しやすい形式になっており、その市場においては受益者にとって妥当な条件で商業的に入手することのできない著作物に限定することができる。</p>
第5条	利用しやすい形式の複製物の国境を越えた交換	<p>《パラ1》 利用しやすい形式の複製物が作成される場合に、Authorized Entityによって別の締約国の受益者又はAuthorized Entityにその複製物が譲渡又は利用可能化されることができると定める</p> <p>《パラ2, 3》 パラ1の義務を達成するために履行すべきことを規定(パラ2かパラ3のいずれでも可)。パラ3については、本条約第10条(一般原則)及びスリーステップテストの遵守を含む既存締結条約の権利・義務を定めた第11条の規定に従い、国内著作権法にて権利制限を設けることを規定</p> <p>《パラ4》 ベルヌ条約、WCTに加盟していない締約国については、利用しやすい形式の複製物の国境を越えた不正流通を防止するために、輸入された複製物について、受益者以外の人が不正に利用できないようにする。</p>
第6条	利用しやすい形式の複製物の輸入	締約国の国内法が、受益者、その代理の者、又はAuthorized Entityが著作物の利用しやすい形式の複製物の作成を許容する程度にまで、その国内法は、それらの者が著作権者の許諾を受けずに、受益者のために利用しやすい形式の複製物の輸入を行うことも許容。
第7条	技術的手段に関する義務	著作物に技術的保護手段が適用されている場合、加盟国は、本条約で定められる権利制限及び例外を享受することが妨げられないことを確保するために、必要に応じて適切な手段を講じる。
第8条	プライバシーの尊重	努力規定
第9条	国境を越えた交換を促進するための協力	パラ1: 締約国は、自主的な情報の共有を奨励してAuthorized Entityが互いを識別するのを支援することにより、利用しやすい形式の複製物の国境を越えた交換を促進すべく努力。世界知的所有権機関の国際事務局は、このための情報へのアクセスポイントを設ける。
第10条	実施に関する一般原則	締約国は、この条約の適用を確保するために必要な措置をとる。
第11条	制限と例外に関する一般的義務	スリーステップテストを含む既存の条約(ベルヌ条約、TRIPs協定、WCT)の義務に従う。
第12条	その他の制限と例外	各締約国の経済状況及び社会的・文化的ニーズを考慮して、国際的な権利及び義務に整合的な形で、本条約に規定されている受益者の者に対するその他の権利制限と例外に関する規定を設けられる。
第13条～第22条	手続・管理関連	本条約は、20ヶ国が締結してから3ヶ月後に発効する。